

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府 省 庁 名 文部科学省
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	国立大学法人等に対する評価性資産寄附へのみなし譲渡所得税の非課税承認を受けるための要件の緩和等	
要望内容 (概要)	<p>国立大学法人等（大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び国立研究開発法人を含む。以下同じ）に個人が現物寄附を行った場合に、みなし譲渡所得税の非課税措置を受けるためには、「寄附した財産が、その寄附日から2年以内に寄附を受けた法人の公益を目的とする事業の用に直接供されること（見込みを含む）」について国税庁長官の承認を受けることが必要である。</p> <p>これについて、寄附の一層の促進をはかるため、国立大学法人等に対する現物寄附について、承認の要件を緩和する等の特例を設けていただきたい。</p> <p>なお、学校法人等には当該承認の要件を緩和する特例が設けられているところ。</p>	
関係条文	租税特別措置法第40条	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (—) (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国立大学法人等は、我が国の高等教育及び学術研究の水準と均衡ある発展や研究開発力の最大化等を図るために設置された機関であり、それらの活動を促進することは、我が国の持続的な発展と豊かな社会の構築にとって不可欠である。</p> <p>国立大学法人等が、確たる経営基盤に基づき、安定的に高度かつ良質な教育・研究活動を行うとともに、成果を広く社会に提供することによって社会の発展に寄与するために、幅広い方面からの多様な外部資金を獲得するための制度を措置することが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国立大学法人等が、強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより持続的な競争力を有し、高い付加価値を生み出す組織へと転換するためには、財政基盤の確立等が不可欠である。</p> <p>そのためには、国立大学法人運営費交付金などの公的資金にのみ依存するのではなく、各国立大学法人等が教育・研究活動の成果を広く社会にアピールするアウトリーチを重視し、寄附金収入の拡大など社会全体からの支援を受け、その期待に対し目に見える形で応えるという好循環を形づくっていく中で、これまで以上に自主的・積極的に外部資金を調達することが重要である。</p> <p>国立大学法人等では法人化以降、寄附金の受入拡大に努め、様々な寄附促進策を講じているところである。特に国立大学法人については、平成28年度税制改正により導入された、就学支援事業に対する個人からの寄附への税額控除の導入により、個人寄附が増加している。</p> <p>一方、国立大学法人等への個人からの現物寄附に関しては「寄附した財産が、その寄附日から2年以内に寄附を受けた法人の公益を目的とする事業の用に直接供されること」について国税庁長官の承認を得ることが、みなし譲渡所得税の非課税要件となっているが、この要件を満たすために、国立大学法人等内での手続きに時間がかかることから、その間に寄附者より寄附の提案を取り下げられるケースがあり、現物寄附が増えていかないとの指摘がある。</p>	

	<p>そこで、国立大学法人等に対する個人からの現物寄附を促進するため、国立大学法人等に対する現物寄附について、承認の要件を緩和する等の特例を認めることが必要である。</p> <p>なお、学校法人においては、法人の会計基準において公共の用に供することを担保するなどにより、承認要件が緩和される非課税措置の特例がすでに措置済みである。(平成15年度税制改正により文部科学大臣所轄の学校法人について、平成29年度税制改正により都道府県知事所轄学校法人について実現)</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○経済財政運営と改革の基本方針2017 第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進 3. 主要分野ごとの改革の取組 (4) 文教・科学技術</p> <p>…また、<u>国立大学に対する評価性資産の寄附の促進策の検討</u>（略）に取り組む。</p> <p>○未来投資戦略2017 第2 具体的施策 I Society 5.0として目指すべき戦略分野 4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム (2) 新たに講ずべき具体的施策 iii) 大学等の投資受入れ・自己資金獲得促進 ・大学保有資産の魅力向上・一層の有効活用に向け、施設の戦略的なリノベーションを行う。また、土地等の保有資産の新しい活用モデルを全国の大学で広めるため、時代にそぐわない制度の見直し方針を本年度中に策定するとともに、<u>大学等への土地、株式の寄附を活発化するため、受入れ実態の把握等の結果を受けて、本年度中に具体的な方策や制度の在り方について検討する。</u></p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2017 第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化 (3) 資金改革の強化 [B] 重きを置くべき課題 ②外部資金獲得の強化による資金源の多様化</p> <p>…また、国は、公益信託制度の改正に注意を払いつつ、土地などの評価性資産の寄附拡大と寄附により得られた資産の有効活用に向けて、国立大学等との検討を加速し、現行制度の運用で対応可能なものは事例集等を通じて周知を図ることも必要である。その際に、国立大学等が法人化されたことで国とは異なる主体となっていることを前提としつつも、国立大学等が国民の期待と負託に応えるという法人化前と同様の責務を引き続き有していることを考慮して、<u>国立大学等への評価性資産の寄附が拡大しない要因について分析を行うことが制度等の見直しを検討する上で重要である。</u></p> <p>[C] 重きを置くべき取組 ②外部資金獲得の強化による資金源の多様化</p> <p>・（略）<u>国立大学の経営基盤の強化に必要な外部資金獲得のための主要ツールである寄附が拡大するよう株式や土地等の評価性資産の寄附が国立大学へ円滑に行われるための方策及び実施する方策の内容が成果にどのように結びついたかを定量的に検証できる仕組みについて検討する。特に、国立大学への評価性資産の寄附が拡大しない要因や直接要件の緩和がもたらすメリットとデメリットをエビデンスに基づいて分析する。</u></p>			
	政策の達成目標	国立大学法人等に対する現物寄附を促進し、国立大学法人等の経営基盤の強化及び国立大学法人等における教育研究活動の活性化を図る。			
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>—</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—	同上の期間中の達成目標	—
税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—				
同上の期間中の達成目標	—				
政策目標の達成状況	—				
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>国立大学法人 86法人 大学共同利用機関法人 4法人 公立大学法人 70法人 独立行政法人国立高等専門学校機構 1法人 国立研究開発法人 8法人</p>			

	<p>要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>国立大学法人等に対する現物寄附への本特例の措置により、現物寄附のより積極的な受入れが見込まれる。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>【所得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人等への個人からの寄附金は、指定寄附金等として所得控除（寄附金控除）（所得税法第78条） ・国立大学法人、公立大学法人、国立高等専門学校機構が行う就学支援事業に対する個人からの寄附金は寄附金控除、又は、税額控除のいずれか有利な方を選択することができる（租税特別措置法41条の18の3） <p>【法人税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、国立高等専門学校機構への法人からの寄附金は、指定寄附金として全額損金算入（法人税法第37条） ・国立研究開発法人への法人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として一般の寄附金の損金算入限度額と別枠で損金算入可能（法人税法第37条）
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>(平成29年度予算)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人運営費交付金等：10,970億円 ・(独)国立高等専門学校機構運営費交付金：623億円 ・文部科学省所管国立研究開発法人運営費交付金：4,689億円
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>国による予算上の措置や公的支援は法人を直接支援するもの、また、寄附税制は法人に対し寄附を行う国民に税制優遇を行うものとして異なる役割を担うものであり、両者あいまって、国立大学法人等の健全な経営と安定した教育研究の提供に資するものとして重要な役割を果たしている。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>国立大学法人等は、我が国の高等教育及び学術研究の水準と均衡ある発展や研究開発力の最大化等を目的としており、その行う事務及び事業が「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要」とされている。また、その実施する業務も全て法律により定められており、高い公共性を有するものである。</p> <p>一方、国立大学法人等に対して現物寄附を行おうとする際には、改めて「公益目的事業の用に供する」ことを2年間証明しなければならない、また「2年以内」に必ず公益目的事業の用に供さなければ課税対象となるため、国立大学法人が寄附の受入れに慎重にならざるを得ない状況が生じている。</p> <p>学校法人と同様に、一定の要件を満たす場合にこの要件を緩和することにより、各国立大学法人等の寄附の確保・増加に向けた自主努力を支援することになり、国立大学法人等の目的実現に資するものである。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—